

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年3月7日（令和4年（行情）諮問第189号）

答申日：令和4年8月4日（令和4年度（行情）答申第178号）

事件名：特定年度の経済財政運営と改革の基本方針をまとめるまでの経済財政諮問会議に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月1日付け府政経運第281号により内閣府政策統括官（経済財政運営担当）（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すべきであるとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人は、令和3年6月1日付で、本件請求文書の行政文書開示請求書を提出した。

（2）行政文書開示決定通知書の記載内容

これに対し、本件審査請求人は、令和3年7月7日に開示決定を受領した（府政経運第281号・決定日：令和3年7月1日）。開示する行政文書の名称として「契約関係書類」「会議議事要旨」「提出書類」「報告書」「大臣会見要旨」と分類して複数の開示文書の名称が記載されている。

（3）行政文書開示決定通知書の検討

しかし、上記開示内容は違法かつ不当である。即ち、請求内容には、「「IT国家」失敗の20年」を総括する文書が含まれておらず、不当である。例えば、「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括が全く開示されておらず、不当である。これらの「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括に関する文書も開示していただきたい。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた行政文書開示決定（府政経運第281号・決定日：令和3年7月1日）を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。原処分において、開示する行政文書の名称として「契約関係書類」、 「会議議事要旨」、 「提出書類」、 「報告書」、 「大臣会見要旨」と分類して複数の開示文書の名称が記載されている。

しかし、上記開示内容は違法かつ不当である。即ち、請求内容には、「「IT国家」失敗の20年」を総括する文書が含まれておらず、不当である。例えば、「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括が開示されておらず、不当である。これらの「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括に関する文書も開示していただきたい。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「骨太方針2020」という。）の「原案をまとめるまでの政府の経済財政諮問会議に関する文書（例えば、入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）」の開示を求めるものである。

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内について、本件開示請求の対象文書を探索したが、骨太方針2020の原案の議論を行ったのが令和2年第10回経済財政諮問会議であるため、当該会議までの令和2年中に開催された経済財政諮問会議の関連資料である「契約関係文書」（文書1から文書5。以下同じ。）、 「会議議事要旨」（文書6から文書15）、 「提出資料」（文書16から文書25）、 「報告書」（文書26）及び「大臣会見要旨」（文書27から文書36）を本件開示請求の対象文書として特定し、原処分を行った。

「契約関係書類」のうち、見積書の企業の社印・代表者印については、

法人に関する情報であって、公にすることにより、法人の各種書類等の偽造に悪用される、いたずらや偽計等に使用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号イ該当するため、決裁鑑の行政機関の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書に該当するため、仕様書の職員のメールアドレス及び直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書に該当するため、決裁文の単価、回数、特急料金の割増率及び金額の一部については、法人に関する情報であって、公にすることにより、各項目にどの程度の金額を設定するかという企業のノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号イ該当するため、仕様書の回数については、法人に関する情報であって、公にすることにより、各項目にどの程度の金額を設定するかという企業のノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号イ該当するため、見積書の数量、単価及び金額については、法人に関する情報であって、公にすることにより、各項目にどの程度の金額を設定するかという企業のノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号イ該当するため、それぞれ不開示とした。

また、審査請求人が令和3年5月24日付け行政文書開示請求書において挙げている「入札関係書類」については、骨太方針2020の原案が策定されるまでの経済財政諮問会議の審議に関する入札契約書類は作成・取得していないため、「会議開催年月日・出席者名簿」については、骨太方針2020の原案が策定されるまでの経済財政諮問会議の審議に関する開催年月日・出席者名簿は作成・取得していないため、「議会における想定問答集」については、骨太方針2020の原案が策定されるまでの経済財政諮問会議の審議に関する議会における想定問答集は作成・取得していないため、「検討書」については、骨太方針2020の原案が策定されるまでの経済財政諮問会議の審議に関する検討書については、会議への提出資料と同様のものであるため、それぞれ不開示とした。

3 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、上記2で述べたとおり、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内において、骨太方針2020の原案の議論を行っ

た令和2年第10回経済財政諮問会議までの令和2年中に開催された経済財政諮問会議の関連資料を探索した上で、本件開示請求の対象文書の特定を行った。

審査請求人は、本件審査請求書において、「「IT国家」失敗の20年」を総括する文書」及び「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括に関する文書」の開示を求めているが、前者は本件開示請求にあたり審査請求人が参照した新聞記事（特定年月日付け特定新聞朝刊3面）の見出しの一部であり、また後者は出所不明の文言であって、いずれも、骨太方針2020又は上記の本件対象文書とは無関係である。そのため、該当する文書を作成又は取得していない。

また、本件審査請求を受けてから、改めて、請求にある資料について、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内を探索したが、当該関係の文書の存在は、一切確認されなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月23日 審議
- ④ 同年7月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書の記載によれば、「「IT国家」失敗の20年」を総括する文書」及び「レガシーシステムの一括刷新」を標語にした理由や総括に関する文書」の文書の特定を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件請求文書は、骨太方針2020の原案をまとめるまでの政府の経済財政諮問会議に関する文書であって、別紙2のとおり文書の特定をした上で開示決定しているところである。

上記第2の2(3)における審査請求人の主張は、開示請求書に記載の特定新聞の記事の文言を根拠にしているものと解されるところ、ここでいう「「IT国家」失敗の20年」及び「レガシーシステムの一括刷新」とは、何を指すのか不明であるが、骨太方針2020において当該用語の記載はなく、また、本件請求文書の対象となる文書に「「IT国家」失敗の20年」及び「レガシーシステムの一括刷新」に係る文書が含まれていると解することは困難である。

- (2) 当審査会において諮問庁から提示を受けた上記特定新聞の記事及び骨太方針2020を確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。
- (3) 上記第3の3の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。
- (4) 以上のことから、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1 (本件請求文書)

特定新聞の特定年月日朝刊 3 頁「行政デジタル化へ司令塔 骨太方針原案
手続き 1 年で改革」「IT 国家」失敗の 20 年」のタイトルで

○骨太の方針 原案のポイント

行政のデジタル化へ内閣官房に民間専門家と関係省庁による司令塔機能を設置
今後 1 年間でデジタル化の集中改革期間に。制度や政策, 組織のあり方を変革
各行政手続きについて所管官庁でオンライン利用率の引き上げ目標を設定 テレワークの定着・加速へ数値目標を策定。実態を踏まえ就業ルールを整備
教育・医療のオンライン化へ検証。医療は診察から薬剤受け取りまでデジタル化を
経済・財政や社会保障の改革は前年までの「骨太の方針」に沿って進める

「政府の経済財政諮問会議は 8 日, 経済財政運営方針 (骨太の方針) の原案をまとめた。政府に司令塔を設け 1 年で行政手続きをデジタル化すると掲げた。

行政のデジタル化が骨太方針の目玉になったのは, 新型コロナウイルスへの対応で給付の遅さや煩雑さが問題になったためだ。民間ならネットで簡単にできることも行政だと途端に難しくなる。～～ (以下省略)」旨の記事が掲載されているが, この経済財政運営方針 (骨太の方針) の原案をまとめるまでの政府の経済財政諮問会議に関する文書 (例えば, 入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等)。★HP 等で公開されている文書はその旨及びアクセス先を明記して下さい。

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 経済財政諮問会議後大臣会見における事務方説明部分の録音反訳
(テープ起こし) 業務について (府政経運第 3 6 号)
- 文書 2 経済財政諮問会議後大臣会見における事務方説明部分の録音反訳
(テープ起こし) 業務について (府政経運第 8 9 号)
- 文書 3 経済財政諮問会議等の開催に係る経費の使用について (令和 2 年
1 ~ 3 月) (府政経運第 4 号)
- 文書 4 経済財政諮問会議等の開催に係る経費の使用について (令和 2 年
4 ~ 6 月) (府政経運第 1 3 4 号)
- 文書 5 経済財政諮問会議等の開催に係る経費の使用について (令和 2 年
7 月) (府政経運第 1 9 3 号)
- 文書 6 令和 2 年第 1 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 7 令和 2 年第 2 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 8 令和 2 年第 3 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 9 令和 2 年第 4 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 0 令和 2 年第 5 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 1 令和 2 年第 6 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 2 令和 2 年第 7 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 3 令和 2 年第 8 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 4 令和 2 年第 9 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 5 令和 2 年第 1 0 回経済財政諮問会議 議事要旨
- 文書 1 6 令和 2 年第 1 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 1 7 令和 2 年第 2 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 1 8 令和 2 年第 3 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 1 9 令和 2 年第 4 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 0 令和 2 年第 5 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 1 令和 2 年第 6 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 2 令和 2 年第 7 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 3 令和 2 年第 8 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 4 令和 2 年第 9 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 5 令和 2 年第 1 0 回経済財政諮問会議 提出資料
- 文書 2 6 経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 0 (仮称) (原案)
- 文書 2 7 令和 2 年第 1 回経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 2 8 令和 2 年第 2 回経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 2 9 令和 2 年第 3 回経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨

- 文書 3 0 令和 2 年第 4 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 1 令和 2 年第 5 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 2 令和 2 年第 6 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 3 令和 2 年第 7 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 4 令和 2 年第 8 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 5 令和 2 年第 9 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記者
会見要旨
- 文書 3 6 令和 2 年第 1 0 回 経済財政諮問会議 西村内閣府特命担当大臣記
者会見要旨